

「九州市町村合同公売会 in 伊万里・有田」を開催します

○問合せ先 滞納ゼロを目指して！ 税務課徴収係 ☎内線 115、137

市税などの滞納処分により差押えた物品の公売会を『佐賀県有田町』で開催します。物品を会場で下見、入札およびせり売りをを行います。落札者はその場で代金を支払い、物品を持ち帰ることができます。落札代金は滞納税に充当します。

【参加団体】 長崎県：西海市、平戸市、松浦市、時津町、波佐見町、東彼杵町
 福岡県：宗像市、古賀市、糸島市、春日市、篠栗町
 佐賀県：伊万里市、嬉野市、唐津市、有田町 (計 15 団体)

【日時】 8月10日(土) 開場 午前8時30分

【会場】 焱の博記念堂 コンベンションホール

【公売予定物品】

日用品、雑貨、陶磁器(食器)電化製品など約400点

【入札方法】

約400点を3回に分けて入札を行います。

3回の入札で残った物品は4回目に再入札を行います。

また、一部の物品はせり売りをを行います。

【入札(せり売り)時間】 ※変更の場合あり

1回目	午前 9時00分～ 9時10分
2回目	午前 9時50分～ 10時00分
せり売り	午前 10時40分～ 11時10分
3回目	午前 11時20分～ 11時30分
4回目(再入札)	午後 0時 5分～ 0時15分
代金納入期限	午後 1時

【落札発表】 各回の開札終了後

【当日必要なもの】

- ①購入(買受)代金
- ②本人を確認できるもの(免許証や健康保険証など)
- ③印鑑(認印可、法人の場合は代表者印)
- ④代理人が入札する場合は委任状が必要

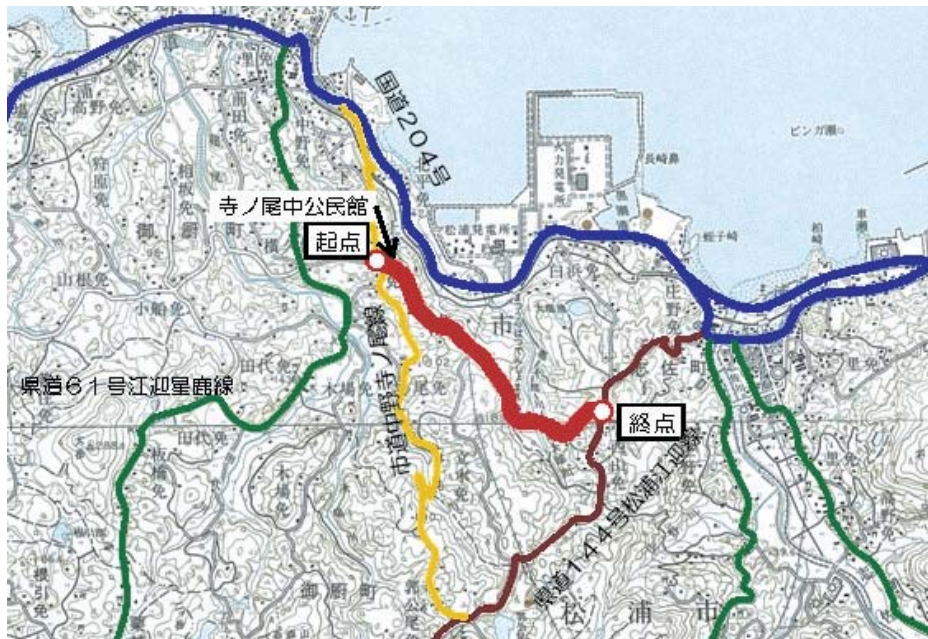
【注意事項】

- ・入札(せり売り)に参加する人は、当日会場で受け付けが必要です。
- ・落札物品の引き渡しは、買受代金納付時の現状有姿で行います。
- ・公売前に滞納税が完納になった差押物品は公売中止となります。
- ・物品には未使用品も含まれていますが、多くは中古品です。キズまたは、汚れなどがあるものもありますので、ご理解の上、入札してください。保証はなく、クレームは一切受け付けておりません。

基幹農道寺西地区が開通しました

○問合せ先 農林課農林整備係 ☎内線 221

市道中野寺ノ尾線を起点とする県道松浦江迎線までの区間L=2.7kmの全線が開通しました。農産物の搬出および通作の利便性を高め、農業経営の安定を図る農道として、寺西地区は平成5年から着工し、平成25年3月に完成しました。これまでの関係者の皆さんのご協力にお礼を申し上げます。





あなたの健康お手伝いします

一過性脳虚血発作を知っていますか？

○問合せ先 健康ほけん課健康推進係 ☎内線 129、168

◆一過性脳虚血発作とは

脳の一部の血液の流れが一時的に悪くなることで、脳梗塞と同様の症状が短時間（通常は10分以内）続いて自然に消失します。繰り返すことで本格的な脳梗塞を発病する恐れがあります。

◆一過性脳虚血発作の症状とは

- 顔・・・片側の顔面が下がる
- 腕・・・片側の手（足）が動かない、しびれる
- 言葉・・・言葉が出ない、人の話が理解できない、ろれつが回らない
- 目・・・片目が見えない、物が二重に見える、視野の半分が欠ける



これら、顔、腕、言葉、目に注意し、これらの症状が現れても「気のせい」などとは思わずに、ためらわずに医療機関を受診しましょう。発作後速やかに受診し、検査、治療を始めればその後の脳梗塞発症の危険を減らせることも分かっています。

一過性脳虚血発作や脳梗塞の主な原因は高血圧、脂質異常症、糖尿病、喫煙などを要因とする動脈硬化と不整脈といわれています。これらの生活習慣病がある人は、必要な治療を受け、生活習慣を改善することが大切なことだといえます。

特定健診など健診の結果をもう一度確認し、生活習慣の改善への取り組みについて考えてみましょう。

消費生活センターだより

○問合せ先 松浦市消費生活センター ☎内線 180

公的機関を名乗る還付金詐欺にご注意を！

<事例>

- ・先日自宅に「市役所健康ほけん課の者だ。今年の1月中旬に平成18年度から平成23年度分の差額医療費について封書を送っているが、確認したか」と電話があった。しかし、覚えがないので、「共済組合でも差額分が発生するのか」と尋ねたところ、突然電話が切れた。
- ・先日、長崎県消費生活センターと名乗り、「あなたの住所と名前が東北震災支援ボランティアの名簿に載っている」と電話があった。覚えがない旨を伝えると「別の業者に頼めば取り消しできる」と言うので取り消しを依頼した。その後、知人男性に話をしたら、「怪しい話なので直接、長崎県消費生活センターに確認してほしいか」と言われた。

<ひとこと助言>

- ・自治体職員や社会保険事務所の職員を装って、医療費・保険料を払い過ぎているため還付しますと電話をかけ、携帯電話を持ってATMへ行くよう誘導され相手の指示通りに操作し、還付金を受け取る手続きと誤解させて、実際は振込みをさせます。お金を騙し取る手口です。
- ・「手続きは本日まで」とせかす場合もあります。自治体が還付金をATMで返還することはありません。不審な電話を受けたら、必ず自治体に確認しましょう。
- ・県消費生活センターが相談を受けていない人へ電話することはありません。消費生活センターや国民生活センターなど公的機関をかたる悪質商法があります。不審に思ったらすぐに電話を切りましょう。

※おかしいなと思ったときは、消費生活センターへご相談ください。

